

妊婦がより一層安心して医療を受けられる体制の構築
を求める意見書

妊婦の外来診療については、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療が必要であることから、妊婦の診療に積極的な医療機関を増やし、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築を図るとともに、こうした医療機関での丁寧な診療を評価するため、平成30年度診療報酬改定において、妊婦加算が創設された。

しかし、妊婦加算の創設後、コンタクトレンズの処方などで、妊婦ではない患者と同様の診療を行う場合に加算が算定されるなど妊婦加算の趣旨に反するような事例が発生し、また、妊婦であることを理由に自己負担が上乗せされることについて、少子化対策に逆行するのではないかなどの指摘がなされた。

このような状況を踏まえ、平成30年12月、厚生労働省は、平成31年1月1日からの妊婦加算の凍結を告示し、同省の諮問を受けた中央社会保険医療協議会は、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援の内容を踏まえ、改めて総合的な議論をすることとした。

よって、政府においては、妊婦がより一層安心して医療を受けられる体制の構築のため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が医療を受ける際の自己負担に留意しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。
- 2 妊婦に係る診療報酬の改定を行う際は、その趣旨・内容が医療機関をはじめとする関係機関に十分に理解されるよう周知徹底を図ること。
- 3 妊婦が、妊婦特有の合併症や疾患等について、必要な知識の習得や理解を深めることができるよう努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成31年（2019年）3月6日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣

（提出者）自由民主党、民主市民連合及び公明党所属議員全員並びに

札幌党中山真一議員